慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	コメント2 : 宗派を越える慈善と救貧 : アンダルス史の視点から
Sub Title	Comment 2 : charity across religious borderlines : from the viewpoint of Andalusi history
Author	佐藤, 健太郎(Sato, Kentaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2018
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.87, No.3 (2018. 2) ,p.171(395)- 176(400)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	シンポジウム「環地中海都市の慈善と救貧 : 中世から近世へ」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20180200-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コメント2　宗派を越える慈善と救貧

――アンダルス史の視点から――

佐藤　健太郎

社会の中で困窮している人々を援助する慈善や救貧の観念は、その具体的様相は多様であっても、時代や地域を越えて人類社会に広く見られるものである。とりわけ環地中海圏に関しては、ユダヤ教、キリスト教、そしてイスラームという淵源を同じくする一神教と密接に関連した慈善・救貧観念がある。今回のシンポジウムのような宗派を横断する問題設定の企画が成立しうるのも、こうした背景があってこそと言えるだろう。実際、シンポジウムの冒頭でコーディネーターの長谷部史彦氏が事例を紹介していたように、イスラームが支配的なマムルーク朝下においても、ユダヤ教徒やキリスト教徒といった宗教的マイノリティの救貧が、ワクフというイスラーム的な制度を活用して実施されていた。ここには、宗派の違いを乗り越えて普遍的に存在しうる慈善や救貧の姿を見て取ることができるだろう。

では、ある地域において支配的な宗派が変化した場合、従前の慈善や救貧はそのまま引き継がれるのだろうか。これについて手がかりを与えてくれるのが、アンダルス（イスラーム期のイベリア半島）からの視点である。周知のようにアンダルスは一一世紀から一五世紀にかけて徐々にキリスト教スペイン諸国に征服され、最終的には一四九二年のグラナダ征服と一六世紀初頭の強制改宗によって終焉を迎える。では、この過程で慈善と救貧の仕組みはどのような変化をこうむったのだろうか。グラナダ征服の前後で生じた変化の事例を紹介したい。

グラナダは、アンダルス最後のイスラーム政権ナスル

朝の首都である。当然、そこにはワクフを財源とする慈善と救貧の仕組みが存在していた。[1] 後述するように、キリスト教徒によるグラナダ征服と住民のカトリックへの強制改宗以後、これらのワクフ物件はスペイン王権に接収されることになるが、その接収財産の目録が一連の「ハブスの書 Libros de habices」[2] という形で残されている。ナスル朝下で記されたアラビア語のワクフ文書はほとんど現存しておらず、当時のワクフによる慈善と救貧の実態を知ることは困難である。しかし、ナスル朝滅亡後まもなくして作成されたこの目録を通して、旧ワクフ物件の所在地や種類（家屋、店舗、農地など）、ワクフとして設定された際の使途や管財人などについての情報をある程度得ることができる。そして、その中には貧民救済を目的としたワクフも存在していた。一五〇三年に作成された「ハブスの書」によれば、都市グラナダを中心とするベガ平野のワクフ収入のうち、約六割が貧者（pobres, mezquinos）のためのものとされている。[3]

しかし、グラナダ征服によってイスラーム政権が消滅すると、イスラーム法に基づくワクフ制度はその守護者を失う。当初、スペイン王権は残存したムスリム住民のためにワクフの存続を約束するが、約一〇年後の強制改宗（一四九九～一五〇一年）によってイスラーム信仰そのものが禁じられると、当然、ワクフ制度も存立の根拠を失う。ワクフ制度の根幹は、慈善のための収入源を永続的に確保するために、寄進されたワクフ物件の所有権移転を停止するということにある。しかし、強制改宗後、存立の根拠を失ったグラナダのワクフ物件は、王権に接収されてその意向に従って使われることになった。さらに、その一部は教会や臣下に分配されることもあった。[4] この結果、ワクフによって維持されていた慈善の仕組みも大きな影響を被ったのである。また、収入源だけでなく、慈善施設そのものも王権による接収の対象となった。例えば、グラナダにはナスル朝期の一三六七年に建設され、ワクフによって運営されていた大規模な病院施設（māristān）があったが、これも接収された後、一五〇二年頃には造幣所に転用された。[5] その一方で、カトリック王権は全く新しい病院施設として聖ラサロ病院を建設している。グラナダでは、イスラームからキリスト教へと支配者が交代することにより、イスラーム期に見られた慈善・救貧の営みは大きな断絶を余儀なくされたのである。

もっとも、新たな支配者となったスペイン王権も、ワ

クフによる救貧の意義を認識してはいた。グラナダ征服の際、ナスル朝最後の王ムハンマド十一世がカトリック両王（カスティーリャ女王イサベルおよびアラゴン王フェルナンド）と結んだ降伏協定の中には、ワクフ収入はイスラーム知識人（alfaquíes）[6]の管理の下、従前通りの使途に用いられるものとの条項があり、その使途の中には施し（limosnas）のように救貧も含まれていた。[7]

この降伏協定は、グラナダのムスリム住民に対してイスラーム信仰および従来の社会生活の保持と引き替えに結ばれたものなので、ワクフ物件とその使途についても大きな変更が加えられなかったのは当然と言えるかも知れない。しかし、約一〇年後の強制改宗政策の段階に至ってもこれに類似した対応を認めることができる。強制改宗政策は、一四九九年末から一五〇一年にかけて旧ナスル朝領域の各地で生じたムスリムの反乱（第一次アルプハーラス反乱と総称することが多い）鎮圧と並行して進められていった。降伏した個々の町や村落との間に結ばれた降伏協定の中に、キリスト教への改宗条項が含まれたのである。しかし、イスラーム信仰の放棄を前提とするこの降伏協定の中にすら、救貧を目的とするワクフ物件の維持を含意する条項を見て取ることができる。例えば、グラナダ南方のレクリン渓谷および東南のアルプハーラス山地の住民との間に一五〇〇年七月三〇日付けで結ばれた降伏協定には、以下のような条項が含まれていた。[8]

> 貧者や道の修繕のためにあてられた財産（los heredamientos diputados para los pobres e para reparos de caminos）については、その収入はそれぞれ、貧者の分はキリスト教徒の貧者のために、道の分は前述の道の修繕のために、支出され分配される。

ここで問題となっている財産は、おそらくイスラーム期には救貧や交通路の維持のような公共目的のために使われていたワクフ物件のことであろう。これと同様の条項は、他の地域の降伏協定にも見いだすことができる。[9]イスラーム信仰の放棄と引き替えである以上、ここに見られるような財産をもはやワクフとは呼べないであろうが、救貧の財源とその仕組み自体は従前と大きく変えないことが約束されているのである。なお、ここには「キリスト教徒の貧者」とあるが、ムスリム住民のキリスト教への改宗を前提とした降伏協定であることを考えれば、おそらく新改宗者のことであろう。すなわち、救貧の対象となる貧者は実質的には同じ者たちが想定されていたと

思われる。

もちろん、これらの降伏協定に含まれた条項は、グラナダ征服や第一次アルプハーラス反乱鎮圧そして強制改宗政策遂行を円滑に進めるための方便という側面も大きい。降伏協定がその後も遵守される保証もない。王権に接収された旧ワクフ物件は、もはやイスラーム法やムスリム君主による保護を期待することはできず、王権の意向次第では当初の慈善目的とは異なる使途にその収入が転用されるおそれは常に存在していた。

しかし、王権に接収された旧ワクフ物件はまったく恣意的に使われていたわけではなく、ある程度はイスラーム期の使途も考慮されていた。例えば、かつてモスクの維持管理にあてられていたワクフは、同種の宗教施設であるということで教会に分配された。イスラームからキリスト教へと宗派は変わったとはいえ、モスクの多くが教会に転用されたことを考えれば、グラナダ地方の住民は、同じ財源で維持される同じ施設で礼拝を続けていたことになる。また、アルプハーラス山地では、イスラーム知識人（alfaquíes）に割り当てられていたワクフ物件が、強制改宗を受け入れた代償として、そのまま彼らに下賜されることもあった[10]。旧ワクフ物件による慈善や救貧の営みもまた、一夜にして消滅したわけではないであろう[11]。

時代状況に合わせて徐々に変質しながらも、イスラーム期との一定の連続性を見いだすことのできる旧ワクフ物件として、グラナダ南方のレクリン渓谷とその東に広がるアルプハーラス地方の例を挙げることができる。この地域の旧ワクフ物件は、一六世紀を通じて「貧者のハブス habices de los mezquinos」と呼ばれていた。このハブスに属する不動産は、毎年、競りによって賃借人が決められ、その収入は捕虜の解放にあてられるものとされていた。一六世紀の地中海およびその沿岸では、スペインとオスマン朝との覇権争いや、それに付随する私掠船による沿岸襲撃などで、ムスリム・キリスト教徒を問わず多数の捕虜が発生していた。スペイン人の捕虜もアルジェなどのマグリブ地域に少なからず捕らわれている。これらの捕虜が広義の貧者として、旧ワクフ物件による救済の対象とされていたのである。例えばスペイン軍がムスタガーニムで大敗を喫した翌年の一五五九年には、四二名の捕虜がこの「貧者のハブス」からの身代金によって解放されている[12]。

グラナダ陥落と強制改宗によって、かつてのワクフに

基づくイスラーム的な慈善と救貧の仕組みが大きく変化したことは確かである。ワクフ物件の王権への接収によって、旧ワクフ物件の収入が確実に慈善・救貧にあてられる保証はなくなった。一方、征服者であるカトリック王権が北方から持ち込んだ慈善・救貧の理念や仕組みもあろう。しかし、慈善と救貧の必要が社会から消え去ることはない以上、旧来のワクフ制度を適宜活用するという選択肢もありえたのである。アンダルスの慈善と救貧が、どの程度まで近世スペインのそれと連続しているのか、あるいは断絶しているのかは、まだまだ検討の余地がある問題である。旧ワクフ物件の管財人や受益者はどの程度まで変化したのか、変化したケースとそうでないケースの違いは何に起因するのか、カトリック教会がワクフによるイスラーム的な慈善・救貧をどのように認識していたのか、など検討すべき課題は多い。こうした課題の検討を他地域との比較と組み合わせることによって、環地中海都市の慈善と救貧に関する我々の理解はさらに深みを増すであろう。

註

（1）アンダルスにおけるワクフについては、以下の研究が詳しい。Alejandro García Sanjuán, *Till God Inherits the Earth. Islamic Pious Endowments in al-Andalus* (*9–15th Centuries*), Leiden : Brill, 2007.

（2）「ハブスの書」の概略については、以下を見よ。Camilo Álvarez de Morales, “Romanced documents, bilingual documents and Books of Habices,” P. Sijpesteijn et al ed., *From al-Andalus to Khurasan : Documents from the Medieval Muslim World*, Leiden : Brill, 2007, pp. 3-21. スペイン語の habices とは、マグリブやアンダルスにおいてワクフのことを指すハブス（ḥabs）あるいはフブス（ḥubs）というアラビア語の単語が転訛したものである。

（3）Pedro Hernández Benito, *La Vega de Granada a fines de la edad media según las rentas de los habices*, Granada : Diputación Provincial de Granada, 1990, p. 57. もちろん、これらのワクフ収入の全てが直接的に貧者にわたったというわけではないであろう。「ハブスの書」にはワクフ財産を管理している人物の名も記されており、管財人給与として少なからぬ額がこれらの人物の手元にわたっていたと想像される。

（4）Javier Castillo Fernández & Antonio Muñoz Buendia, “La hacienda,” Manuel Barrios Aguilera ed., *Historia del Reino de Granada II. La época morisca y la repoblación* (*1502–1630*), Granada : Universidad de Granada, 2000, p. 136.

(5) Antonio Almagro & Antonio Orihuela, “El Maristán Nazarí de Granada. Análisis del edificio y una propuesta para su recuperación,” *Boletín de la Real Academia de Bellas Artes de Nuestra Señora de las Angustias* 10, 2003, pp. 80–109.

(6) スペイン語のアルファキー（alfaqui）は、アラビア語でイスラーム法学者を意味するファキーフ faqīh が転訛した形。ファキーフはアーリム（複数形ウラマー）とほぼ同義でイスラーム知識人を指すことがあるが、スペイン語のアルファキーも同様で、イスラーム知識人が担うモスクの礼拝指導者（イマーム）や裁判官（カーディー）などの宗教指導者全般のことをこう呼んだ。

(7) Miguel Ángel Ladero Quesada, *Los mudéjares de Castilla en tiempo de Isabel I*, Valladolid, 1969, p. 177.

(8) Ladero Quesada, *Los mudéjares de Castilla en tiempo de Isabel I*, p. 268.

(9) Leonard Patrick Harvey, *Muslims in Spain, 1500 to 1614*, Chicago : The University of Chicago Press, 2005, p. 47.

(10) Castillo Fernández & Muñoz Buendía, “La hacienda,” pp. 136–137.

(11) グラナダ東部バーサ地方では、一五一六年に元ムスリムが遺産の一部を救貧に用いるよう遺言を残し、都市当局がその遺産の管理を担った事例があるという。この遺言を残した元ムスリムは、来世での楽園行きを見据えて遺産をワクフとして寄進するという従来のイスラーム的発想をまだ残していたのかも知れない。Castillo Fernández & Muñoz Buendía, “La hacienda,” p. 137.

(12) Kenneth Garrad, “La renta de los habices “de los mezquinos” de las Alpujarras y valle de Lecrín. Algunos datos sobre su administración a mediados del s. XVI,” *Miscelánea de Estudios Árabes y Hebraicos* 2, 1953, pp. 41–48. イスラームのワクフにおいても、異教徒に捕らえられた捕虜解放が慈善行為の一つとしてその使途に含まれることは頻繁に見られる。このレクリン渓谷とアルプハーラス地方の不動産収入もまた、ナスル朝期には同様の捕虜解放目的で支出されていたのかも知れない。